

第5号様式（第7条関係）

会議録

<p>会 議 の 名 称</p>	<p>清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）指定管理者 選定審議会（第1回）</p>
<p>開 催 日 時</p>	<p>平成26年9月25日（木） 午後1時30分～午後3時30分</p>
<p>開 催 場 所</p>	<p>清須市清洲市民センター201集会室</p>
<p>議 題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 委嘱状交付 3. 委員長選任 4. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者制度の概要について (2) 清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）の概 要について (3) 指定管理者選定スケジュールについて (4) 指定管理者候補申請要項（案）及び仕様書（案） について (5) プロポーザルについて 5. その他
<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 清須市新川地域文化広場指定管理者選定審議会委員 名簿 ・ 指定管理者制度の概要（資料1） ・ 清須市新川地域文化広場の概要（資料2） ・ 清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）指定管理 者の指定に関する事務スケジュール（案）（資料3） ・ 清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）指定管理 者選定申請要項（案） ・ 清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）指定管理 業務仕様書（案） ・ 清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）設備等保 守業務仕様書（案） ・ 募集要項及び仕様書にかかる検討事項（資料4） ・ 清須市新川地域文化広場指定管理者採点表（案）（資 料5）

公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開【一部非公開（議題(5)は非公開)】
傍聴人の数 (公開した場合)	5名
出席委員	和田委員、鈴木委員、小川委員、堀尾委員、伊東委員、 泉委員
出席委員(市)	永田副市長、齊藤教育長、葛谷企画部長、柴田総務部 長、櫻井教育部長
欠席委員	なし
事務局	(教育委員会事務局教育部スポーツ課) 前田課長、吉田副主幹、蒲原主事
<p>会議の経過</p> <p>1. あいさつ 櫻井教育部長あいさつ</p> <p>2. 委嘱状の交付 机上にて交付</p> <p>3. 委員長選任 委員より永田委員を委員長に推薦。全委員承認により永田委員が委員長に就任。 永田委員長あいさつ 永田委員長が職務代理者に齊藤委員を指名。</p> <p>《意見の要旨》</p> <p>4. 議題</p> <p>(1) 指定管理者制度の概要について 資料1に基づき、事務局より指定管理者制度の内容・導入のメリット等について説明。 <質疑特になし。></p> <p>(2) 清須市新川地域文化広場の概要について 資料2に基づき、事務局より清須市新川地域文化広場（以下「カルチバ新川」という。）の現況、現在の指定管理の状況及び利用実績等について説明。</p> <p>○委員 平成24年度収支と平成25年度収支を比較すると増加していることがわかるがどのような理由からか。</p>	

●事務局

スタジオのプログラムメニューをより市民のニーズにあった内容に変更し、それが利用者増につながったため、収支についても増加したと判断しております。

○委員

文化ホールの利用回数が減少しているが、この資料に記載されている数値は市外利用者も含まれているのか。

●事務局

市内及び市外の利用者すべてを含んだ数値となっております。

○委員

支出内訳年次表の中で、消耗品・運営費の支出にはどのような経費が含まれているのか。

●事務局

講師料が主な支出となっています。

○委員

トレーニング機器の経費であるリース料については、この消耗品・運営費の中に含まれるのか。

●事務局

消耗品・運営費に含まれております。

○委員

5年前の当審議会において、トレーニング機器のリースについては、5年が目安という話があったと思うが、今回、機器を入れ替える方向となるのか。

●事務局

トレーニング機器の全面的な入れ替えは、10年単位で検討していきたいと考えております。

○委員

トレーニング機器のリース期間は5年契約であったと思うが、再リースをするということによいのか。再リースとなれば、リース料はかなり下がるのではないか。

●事務局

再リースをする方向で考えておりますが、今後、来年度からの指定管理者、現在のリース先とも協議を行い決定していくこととなります。

(3) 指定管理者の指定に関する事務スケジュールについて

資料3に基づき、事務局より今後の指定管理者選定までのスケジュールにつ

いて説明。

○委員

平成26年10月28日に予定されている第2回審議会の時間と場所は決まっているのか。

●事務局

場所は、今回と同じ清洲市民センターを予定しております。時間帯については、午後を予定しておりますが開始時間が確定しておりませんので、決まり次第ご連絡させていただきます。

○委員長

この議題について、他に意見がないようですので指定管理者の指定にかかるスケジュールについては、資料3の案のとおり進めていくということによろしいでしょうか。

<全委員了承。>

(4) 指定管理者候補申請要項（案）及び仕様書（案）について

清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）指定管理者選定申請要項（案）、清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）指定管理業務仕様書（案）、清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）設備等保守業務仕様書（案）及び資料4に基づき事務局より説明。

○委員長

まず、清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）指定管理者選定申請要項（案）、清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）指定管理業務仕様書（案）、清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）設備等保守業務仕様書（案）の内容について質問等ございましたらご発言をお願いします。

○委員

前回の仕様内容と大きく変更した部分がありましたらお教えいただきたい。

●事務局

先回は高齢者の利用料割引制度を導入する時期と重なっていたため、その内容の記載があり、今回はその部分を削除しております。それ以外は大きな変更はございません。

○委員

申請要項（案）6「申請の資格」中に警備業の認定を受けた事業所とあるが、そのことについてご説明いただきたい。

●事務局

カルチバ新川の主な業務の中にプール監視業務があり、警備業の認定を受

けた事業所が本業務を行うことで、業務の適正化を図ることを目的としております。

○委員

施設の利用料金については、指定管理者の裁量で割引するなどの金額変更をすることは可能か。

●事務局

公の施設の利用料につきましては、市が条例で定めた金額に基づいて行っていただくこととなります。

○委員

申請団体が選定時に提案した計画から大きく内容が変更となった場合の対応について、申請要項の中に一文明記する必要があるのではないか。

○委員長

申請要項に、その内容を記載するということがいかがでしょうか。

<全委員了承>

●事務局

申請要項（案）8「協定に関する事項」中に一文を加えることとさせていただきます。

○委員長

他に質問がないようですので、資料4に基づく検討事項についての協議に移ります。

①公募方法について

○委員長

事務局案は、前回と同様にホームページ及び広報による募集ということですが、いかがでしょうか。

<特に声なし>

○委員長

それでは、公募方法はホームページ及び広報による募集ということによろしいでしょうか。

<全委員了承。ホームページ及び広報による募集に決定。>

②協定期間について

○委員長

事務局案としては、5年ということですがいかがでしょうか。

○委員

5年でいいのではないか。

○委員長

協定期間については5年ということによろしいでしょうか。

<全委員了承。協定期間については5年に決定。>

③委託料の上限額について

○委員長

委託料の上限額については、事務局案が検討資料として示されておりますが、トレーニング機器のリース料の取り扱いはどのようになっているのか。

●事務局

トレーニング機器のリースにかかる支出額については、過去3年間の平均で見込んでおり、再リースの場合の金額計上はしておりません。

○委員

現在のトレーニング機器が今後も使用可能で再リースするということであれば、支出額は下がることになるが、今回は上限額を設定するものであるため、事務局の示した金額で問題ないのではないか。

○委員長

これは委託料の上限額ということですので、申請団体は、これを超えない範囲で提案書を提出することになります。委員の皆さんには、金額を含めた提案内容全体を見て判断いただくこととなりますので、上限額につきましては、事務局案であります消費税抜きで51,852千円とすることによってよろしいでしょうか。

<全委員了承。委託料の上限額については51,852千円（消費税含まず。）に決定。>

④プロポーザルの時間配分について

○委員長

事務局案としまして、1団体説明30分、質疑20分の合計50分で行いたいとのことですが、それでよろしいでしょうか。

<全委員了承。プロポーザルの時間配分については1団体50分（説明30分・質疑20分）で決定。>

(5) プロポーザルについて

資料5に基づき、事務局より説明。

【非公開】

5. その他

●事務局

次の選定審議会は、10月28日（火）に本日と同じ市民センターで開催します。各応募団体からの申請書提出の締め切りは、10月24日（金）5時となっております。申請書につきましては、各委員さんへ事前に配布させてい

ただきますので、ご確認いただき10月28日の審議会当日ご持参ください。
これをもちまして第1回清須市新川地域文化広場指定管理者選定審議会を閉
会いたします。

<午後3時30分 閉会>

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
問 い 合 わ せ 先	教育部 スポーツ課 052-409-1535 (新川ふれあい防災センター内)